

# 上野事務所ニュース

令和5年10月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

## 年収の壁について②

9月下旬頃から「106万円の壁」という言葉をよく耳にするようになりました。今回は「130万円の壁」についてご説明しましたが、どんな違いがあるのかご存知でしょうか。どちらも自分自身で健康保険や年金の保険料を納めるという意味では同じですが、130万円の壁は「社会保険上の被扶養者に該当しなくなる基準」、106万円の壁は「自分の勤務先で社会保険に加入しなければならない基準」という違いがあります。

現在、以下の要件をすべて満たす場合には、社会保険に加入しなければならないことになっています。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②所定内賃金が月額8.8万円以上
- ③2か月を超える雇用の見込みがある
- ④学生ではない
- ⑤厚生年金保険被保険者数が101人以上の企業で働いている（令和6年10月からは51人以上）

この「②所定内賃金が月額8.8万円以上」の部分が106万円の壁（8.8万円×12か月＝年収106万円）と呼ばれる理由です。所定内賃金には、残業代や精皆通勤手当、通勤手当などは含まれません。

10月1日より千葉県の最低賃金が1,026円となりました。これに伴い、これまでと同じ働き方をしても、企業の規模によっては社会保険に加入しなければならない方が発生します。

## 【1日5時間、週4日で勤務している場合】

\*残業代や通勤手当、賞与等は無いものと考えます。

	時給 984円 (令和4年10月~)	時給 1,026円 (令和5年10月~)
日給換算	4,920円	5,130円
月収換算	85,280円	88,920円
年収換算	1,023,360円	1,067,040円

この場合、勤務先で社会保険に加入するため、毎月の給与から社会保険料が控除されます。

	時給 984円 (令和4年10月~)	時給 1,026円 (令和5年10月~)
月収換算	85,280円	88,920円
健康保険料	0円	4,343円
介護保険料	0円	801円
厚生年金保険料	0円	8,052円
雇用保険料	512円	534円
手取り額	84,768円	75,190円

時給が42円上がったため、月収は3,640円増えましたが、手取り額で見ると9,578円少なくなっています。こうした理由から、社会保険に加入しない時間（週20時間未満）での勤務を希望する人が出てくるのが懸念されています。下図のように、勤務時間を週18時間に減らした方の手取り収入が高いためです。

## 【就業調整を行った場合の手取り収入】

\*時給1,026円で残業代や通勤手当、賞与等は無く、所得税、住民税は考えないものとします。

	1日5時間、 週4日勤務の場合	1日6時間、 週3日勤務の場合
年収換算	1,067,040円	960,336円
年間保険料	164,760円	0円
手取り年収	902,280円	960,336円
手取り月収	75,190円	80,028円

就業調整によって、働く時間が減少することにより、人手不足がさらに増加していくことが問題となっています。こう

した問題に対応するため「年収の壁・支援強化パッケージ」が公表されました。「106万円の壁への対応」の概要は次のとおりです。

#### 【キャリアアップ助成金】

- キャリアアップ助成金のコース（社会保険適用時処遇改善コース）を新設し、新たに健康保険・厚生年金保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、一定期間助成（1人当たり最大50万円）を行う。
- 令和7年度末までに労働者に健康保険等の適用を行った事業主が対象。

社会保険料の負担が発生することによって手取り収入が減ってしまう労働者に対して、手取り収入が減少しないように賃上げや所定労働時間の延長、一時的な手当を支給する場合などが対象となる予定です。

また、短時間労働者の健康保険等の適用を促進するため、労働者が新たに適用となった場合に、事業主は労働者の保険料負担を軽減するために、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することができる、とされました。

#### 【社会保険適用促進手当】

- 事業主が負担した社会保険適用促進手当については、最大2年間、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準報酬賞与額の算定に考慮しないこととする。（保険料算定の対象とならない手当の上限額は、新たに発生した本人負担分の保険料相当額。）
- 対象となるのは、標準報酬月額が10.4万円以下の者。

\* 助成金の申請方法や社会保険適用促進手当に関する詳細はまだ示されていませんので、わかり次第お知らせいたします。

現時点では、「106万円の壁」の影響があるのは「厚生年金保険被保険者数が101人以上」の企業に勤めている場合ですが、来年10月からは「厚生年金保険被保険者数が51人以上」が対象となります。週の所定労働時間が20時間以上あれば、社会保険加入となるため、労働者本人や会社の保険料負担が大きく増加します。まずは、労働者が考える働き

方の希望を聞き、会社としてどのように対応していくか（勤務時間の調整、キャリアアップ助成金を活用する場合には賃上げや社会保険適用促進手当の新設の検討など）を早めに考える必要があります。

#### Q&A なぜなにどうして？



Q: 令和5年12月から業

務で運転する前後には、アル

コール検知器を使ってアルコ

ールチェックをしなければならない、と聞きました。どうすれば良いのでしょうか？

A: 自動車を5台以上使用している事業所では、令和4年10月からアルコール検知器を使用したアルコールチェックの義務化が予定されていましたが、検知器の供給不足に伴い、義務化の開始が令和5年12月1日からとなりました。

アルコールチェックの対象となるのは、業務のために運転する者（私有車を業務で使用する場合を含む）です。短時間・短距離の運転であっても対象ですが、通勤時のみ運転する者や、業務として終日運転しない者は対象外となっています。

アルコールチェックは安全運転管理者等が対面で行うことが原則とされており、運転者に対して、酒気帯びの有無について目視等で確認するほか、アルコール検知器で酒気帯びの有無を確認します。運転を含む業務の開始前や出勤時及び業務の終了後や退勤時に行います。このアルコールチェックの内容は記録し、1年間保存します。

なお、アルコール検知器は、常時有効に保持しなければならないこととされています。常時有効に保持するとは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことですので、取扱説明書に基づき適切に使用するとともに、使用期限や使用回数を厳守しつつ、定期的に故障の有無を確認するなどの保守管理が必要です。